様式第２号の２（第２条関係）

令和７年10月17日

岩沼市議会議長　酒井信幸　殿

議員氏名　大友　健

調　査　研　究　等　報　告　書

実施期日	令和7年 10月15日(水) ～ 7年10月15日(水)
参加者氏名	大友健，西塚秀市
調査地等及び調査事項等	(1) 調査地・研修場所（東京・としま区民センター） 日時 令和7年10月15日 ㊀午前・~~午後~~ 10時00分～12時45分 ~~調査~~・研修内容 議員が知るべきハラスメントの基礎知識
	(2) 調査地・研修場所（同上） 日時 令和7年10月15日 ~~午前~~・㊁午後 1時45分～4時45分 ~~調査~~・研修内容 ゼロから学ぶ！議会ハラスメント防止条例のつくり方
	(3) 調査地・研修場所（　　） 日時　　年　月　日午前・午後　時　分～　時　分 調査・研修内容

※　別途報告書を作成の上、添付してください。

※　報告書には、報告者氏名、調査・研修目的、調査・研修内容及び効果・成果等を記載の上、その他調査・研修内容が分かる資料（視察時資料、研修資料等）を添付してください。

令和７年１０月１７日

研修報告書

岩沼市議会 会派
「維新・市民ファースト」
（大友健、西塚秀市）

㈱廣瀬行政研究所の地方議会セミナー（令和７年１０月１５日）
「議会におけるハラスメント～市民に信頼される議会を作る」

２連続講座①議員が知るべきハラスメントの基礎知識
②ゼロから学ぶ！ 議会ハラスメント防止条例のつくり方
講師は①②とも廣瀬和彦氏。
廣瀬行政研究所の代表取締役で、全国市議会議長会法制参事も務めました

岩沼市議会の女性議員から７月中旬に、議長あてに「男性議員からセクハラを受けているので当人に確認してほしい」との上申書が出され、事情を聴くことにしていた１０日後の下旬に、当人が何らの説明・釈明もしないまま、いきなり議員辞職する「事件」がありました。議員による議員に対するセクハラがあったことが濃厚です。新聞でも報道されました。

しかし、公式には「それがあったのか、なかったのか、なぜ、議員辞職したのか」が議員に対しても、市民に対しても一切の説明がなされていません。何もしない議会の、その権威と存在感は、失墜するばかりです。

説明することが被害者のセカンドハラスメントになり、人権がさらに侵害されることがあってはなりませんが、それに配慮することを理由にするからなのか、ひたすら沈黙するだけで、ほとぼりが冷めるのを待つかのような、議会執行部の「事件をうやむやにする」姿勢は、再発を引き起こす可能性にもつながります。

想定していなかったことが起きたわけで、議長があっさりと「議員辞職を認めたこと」が対応のまずさの始まりでした。そのあとは、議員に対しても公表しない方向に走り、市民に対しても「議会だより」（８月末の発行）にその情報について掲載しなかったほか、９月定例会でも言及せず、オープンにする機会をみすみす捨てることとなりました。

ですから議会は今、そして、議員は今「ハラスメントの基礎知識」を深めて、セクハラに限らずほかのハラスメントなどが発生した場合の対応や、発生を防止する規程や条例を制定する必要があるのではないでしょうか。

今回の研修の目的はハラスメントの知識を深め、ハラスメント防止条例の制定を目指すことにあります。①②の連続講座を受講した効果・成果は、防止条例の制定などを実現することで示したいと考えています。いろいろな収穫があった講座は以下の構成で進められました。　　（※　以下、一部の番号が順番通りではないのは、資料通りです）

講座①議員が知るべきハラスメントの基礎知識

1　ハラスメントとは

⑴ 意義

⑵ 主なハラスメントの類型パワハラ、セクハラ、マタハラ、カスハラ

2　ハラスメントに関する法適用

3　ハラスメント関連法における留意点

⑶　令和３年 6/16 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律改正概要①

☆男女共同参画の推進に関する法律

☆令和３年 6/16 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律改正概要②

☆多様な人材が参加し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申

（令和４年 12/28　地方制度調査会）

⑷　令和３年３月　女性の政治参画への障害に関する調査研究報告書

2　地方公共団体におけるハラスメントの実情

☆小松島市議会ハラスメントアンケート調査結果

②藤沢市

☆恵庭市議会ハラスメント

☆議会におけるハラスメントの使用者責任

3　ハラスメント関連法における留意点

4　ハラスメント該当性が問題となる場合

3　ハラスメントの判断基準

☆ハラスメント・ハラスメント

4　パワハラ

⑴３要件

☆議会と職員の関係性

☆議員の議会事務局職員への過度な調査依頼への対応（平成 28 12/27 東京地裁）

☆議員と議員との関係性

⑶ 職場の考え方（パワハラ要件）

⑷ 優越的な関係を背景とした言動（パワハラ要件）

☆逆パワハラ

⑷業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動（パワハラ要件）

☆パワハラ該当性における判例上の注目ポイント（判例指導とパワハラの判断基準）

①業務上の必要性があるか否か

②人格避難か、行動に対するアドバイスか

☆東京地裁平成 21/10/15

③見せしめ的な対応がなされていないか

☆大分地裁平成 5/2/20

④相手の属性や心身の状況を理解した上での指導か

☆福井地裁平成 26/11/28

⑤長時間・繰り返しになっていないか

☆札幌地裁令和 1/6/19

☆カスタマーハラスメントに対するパワハラ

☆パワハラと認定された言動（大阪高裁平成 24/4/6）

⑸就業環境が害される（パワハラ要件）

⑹ハラスメント具体例①、②、③、④、⑤、⑥

☆2021/2 姫路市議会議員パワハラ（議会でパワハラ認定・全会一致の辞職勧告決議）

☆光市議会ハラスメント

☆長生村議会ハラスメント

⑺パワハラに関する判例①名古屋高裁平成 22/5/21 判決

②福岡高裁平成 25/7/30 判決

③上司から受けたパワハラを理由とした損害賠償請求

（平成 22/7/27 東京地裁）

☆東京地裁平成 2/2/1

☆小郡市議会パワハラ

5　無断録音と証拠能力①、②

☆会議中における議員のハラスメント発言

☆杉並区令和 7 年第 1 回定例会

6　職場におけるセクハラ

⑴種類

☆対価型セクハラ具体例

☆環境型セクハラ具体例

☆男なのだからこのぐらい軽々と持たないと、と男性社員を鼓舞すること

☆後輩に親しみを込めて下の名前やあだ名で呼ぶこと

☆同性の後輩たちとの酒の席で過去の恋愛経験を話させたこと

☆女性社員に対して「肌荒れひどいけど体調悪いの」と尋ねたこと

☆ミスをして落ち込んでいる後輩に二人で飲みに行こうと誘ったこと

⑵ 性的な言動と性的な内容の発言関係

⑶ 性的な内容の発言関係

⑷ 性的な行動関係

☆若宮市長パワハラ・セクハラ発言

☆盗撮等のセクハラ（東京地裁平成 15/6/9）

☆上司の言動によるセクハラ（横浜地裁平成 16/7/8）

☆誉め言葉がセクハラになった事例（大阪地裁判決平成 18/3/26）

☆東京地裁平成 30/3/22（最高裁小法廷決定平成 30/9/26 不受理）①、②

☆千葉地裁松戸支部判決平成 12/8/10

☆最高裁平成 27/2/26 判決①、②、③　※派遣社員等に対する管理職のセクハラ発言

☆東京地裁平成 27/5/28

☆2022/9 市原市議会前議長パワハラ・セクハラ

☆市原市議会議員の市原市職員に対するハラスメント事案（報告書）概要

7　マタニティハラスメント

⑴ 定義

⑵ 類型

⑶ 制度等の利用への、嫌がらせ型

①　解雇や不利益な取り扱いを示唆

②　制度の利用希望や利用を阻害

③　制度を利用したことへの嫌がらせ

⑷ 状態への、嫌がらせ型

①　解雇や不利益な取り扱いを示唆

②　妊娠等したことへの嫌がらせ

⑸ マタハラにならない事例

8　カスタマーハラスメント

⑴ 構成要素

☆社会通念上相当な範囲を超える

☆言動の内容

☆カスハラ手段・態様　具体例①、②、③、④、⑤

8　ハラスメント防止にあたっての措置

☆議員・職員におけるハラスメント対応の問題点

☆セカンドハラスメント

9　議会としての防止対策

☆議会のハラスメント認定に対する相手方からの反訴

☆横浜地裁判決令和 5/7/28

☆川越市議会議員セクハラ

講座②ゼロから学ぶ！ 議会ハラスメント防止条例のつくり方

１　地方議会におけるハラスメント防止条例制定状況（令和 7/10/6）

２　議会におけるハラスメント条例制定のポイント

⑴ 条例の構成

☆ハラスメント法令における議員の立ち位置

☆ハラスメント防止のための条例規定手法

☆ハラスメント条例におけるハラスメントに対する目的の違い

⑵目的

⑶条例の対象者

☆主たる規定類型

⑷ハラスメントの定義

☆倶知安町議会

☆規定例①、②

☆法律におけるパワハラ定義

☆法律におけるセクハラ定義

☆法律におけるマタハラ定義

⑸責務

☆責務の規定内容

⑹研修

☆規定例

☆根拠条文

⑺相談窓口・相談員

☆規定例①

☆相談員・相談窓口②

☆相談員・相談窓口③

☆相談窓口設置における留意点

☆相談・申し立ての具体例

☆相談にあたっての留意点

⑻調査協議機関　具体例①、②

☆機関の構成について明記していない例

☆構成員による留意点

☆議会に地方自治法に基づく付属機関を設置することの留意点

⑼意見諮問機関

☆具体例

⑽ハラスメント違反に対する措置

☆調査協議機関による措置の答申の是非

☆規定例
☆条例に公表を規定することの是非（最高裁）
☆規定例
☆公表にあたっての前段階
☆規定例
⑾プライバシーの保護・不利益取り扱いの禁止
☆規定例
⑿第三者によるハラスメントの指摘・報告

了